

行政サービスを受けるにあたり、地域間における利便性の
格差解消を求めることについての陳情

【要旨】

台東区役所ならびに区民事務所及び分室の近隣に住む区民とそうでない区民の間で同様の行政サービスを受けることができずに不利益を被っています。そこで、住んでいる場所から徒歩10分以内に区民事務所等と同様の手続きができる場所を設けることでその格差を解消できると考え陳情いたしました。

【理由】

徒歩10分以内に台東区役所や区民事務所等がない区民は、戸籍謄本や戸籍抄本、印鑑登録証明など各種証明書の発行、区民税や国民健康保険料等の支払い、妊娠届出や母子健康手帳の受け取りなど区民サービスの提供を受けるためにわざわざ区役所や保健所まで行かなければなりません。これは、区民事務所等が近隣にある区民と同じ区民税を支払いながら、多くの不利益を被っております。そこで、ストレスを感じない徒歩10分以内に区民事務所等と同様の行政サービスが受けられる場所があれば、その不利益が解消されると考え陳情に至りました。

【参考：住宅選びから考えるストレスを感じない距離とは】

通勤する人がストレスを感じず最寄り駅まで歩ける距離は、10分（800m）が目安と言われています。それを基に区民が住民票の転入・転出や区民税や国民健康保険料等の手続きをすることができる場所のうち、その条件に合致する地区は北部に多く、その他の地域に住む区民は不利益を被っています。そこで新たに学校または地区センター等で区民事務所等と同様の手続きをすることができれば区民サービスの向上が期待できます。

令和2年9月28日

台東区議会議長

石 塚 猛 殿